

福岡県公報

平成24年3月26日
第3380号

目次

告示(第507号-第525号)

- 救急病院の認定 (医療指導課) 1
- 県営土地改良事業計画の変更決定 (農村整備課) 1
- 県営土地改良事業計画の変更決定 (農村整備課) 2
- 県営土地改良事業計画の変更決定 (農村整備課) 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 2
- 保安林予定森林の所在場所等 (森林保全課) 2
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (森林保全課) 3
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (森林保全課) 3
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (森林保全課) 3
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (森林保全課) 3
- 土地改良区の役員の就任 (農村整備課) 4
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 4
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 4
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 5
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 5
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 5
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) 5

- 道路の区域の変更 (道路維持課) 6
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 6
- 公 告**
- 競争入札参加者の資格等 (総務事務センター) 7
- 一般競争入札の実施 (システム管理課) 8
- 福岡県営天神中央公園の利用料金の承認 (教育庁文化財保護課) 11
- 教育委員会**
- 福岡県指定有形文化財の指定 (教育庁文化財保護課) 12
- 福岡県指定有形民俗文化財の指定 (教育庁文化財保護課) 13
- 福岡県指定史跡の指定 (教育庁文化財保護課) 13
- 福岡県指定天然記念物の指定 (教育庁文化財保護課) 13
- 選挙管理委員会**
- 政治団体の平成22年分収支報告書の要旨の一部訂正 (市町村支援課) 14
- 海区漁業調整委員会**
- 福岡湾におけるじょれんを使用したアサリ採捕の禁止について (漁業管理課) 14

告 示

福岡県告示第507号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成24年3月26日

福岡県知事 小川 洋

病院の名称	所在地	有効期間
飯塚市立病院	飯塚市弁分633-1	平成24年3月28日から 平成27年3月27日まで
社会保険筑豊病院	直方市大字山部765-1	

福岡県告示第508号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成24年3月26日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営河原地区土地改良（農業用ため池整備）事業変更計画書の写し	平成24年3月26日から 平成24年4月23日まで	筑後市役所

福岡県告示第509号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成24年3月26日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営蔵数地区土地改良（農業用ため池整備）事業変更計画書の写し	平成24年3月26日から 平成24年4月23日まで	筑後市役所

福岡県告示第510号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成24年3月26日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営蒲池山地区土地改良（農業用ため池整備）事業変更計画書の写し	平成24年3月26日から 平成24年4月23日まで	みやま市役所

福岡県告示第511号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年3月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年3月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	久留米 筑紫野線	久留米市北野町今山725番1先から 三井郡大刀洗町大字下高橋1264番1先まで

福岡県告示第512号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成24年3月26日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
福岡市早良区大字曲淵字釜ヶ谷1189の1、1190
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
土釜ヶ谷1189の1・1190（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。
ウ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第513号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年3月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年9月28日農林水産省告示第1737号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第514号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年3月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年8月12日農林水産省告示第1420号（1、4から6に係るものに限る。）

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第515号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年3月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年12月2日農林水産省告示第1945号（1に係るものに限る。）

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第516号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年3月26日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年7月20日農林水産省告示第1245号（国有林に係るものを除く。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第517号

住吉土地改良区から役員就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成24年3月26日

福岡県知事 小川 洋

1 就任理事

氏名	住所
緒方 洋一郎	久留米市安武町住吉1544番地1
田中 一義	〃 〃 〃 1595番地1
船津 常夫	〃 〃 〃 1632番地
大久保 博文	〃 〃 〃 1532番地1
深川 嘉穂	〃 〃 〃 1788番地1
川原 憲男	〃 〃 〃 1565番地
船津 秀幸	〃 〃 〃 1564番地

2 就任監事

氏名	住所
船津 伊二郎	久留米市安武町住吉1572番地
野間口 保之	〃 〃 〃 1625番地1

福岡県告示第518号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年3月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年3月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	黒 平 椎 田 線	築上郡築上町大字小原1037番1先から 築上郡築上町大字小原1027番1先まで

福岡県告示第519号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年3月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年3月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	496号	京都郡みやこ町厚川帆柱959番4先から 京都郡みやこ町厚川帆柱959番6先まで

福岡県告示第520号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年3月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年3月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
那珂	福岡 早良線 大野城	春日市下白水南三丁目3番先から 春日市下白水北三丁目83番先まで

福岡県告示第521号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年3月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南筑後	一般国道	443号	前	柳川市三橋町下百町4番8先から みやま市瀬高町小川882番1先まで	7.0 ～ 36.6	7,473.0
			前	柳川市大和町徳益686番1先から みやま市瀬高町小川882番1先まで	11.5 ～ 278.4	6,302.4

後	柳川市三橋町下百町4番8先から みやま市瀬高町小川882番1先まで	7.0 ～ 36.6	7,473.0
後	柳川市大和町徳益687番4先から みやま市瀬高町小川882番1先まで	11.5 ～ 278.4	6,345.8

福岡県告示第522号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年3月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年3月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	443号	柳川市大和町徳益687番4先から 柳川市三橋町垂見1914番先まで

福岡県告示第523号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成22年3月福岡県告示第533号久留米都市計画道路事業3・4・18号合川町津福本町線〔久留米市施行〕の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年3月26日

福岡県知事 小川 洋

1 事業の種類及び名称

久留米都市計画道路事業3・4・18号合川町津福今町線

2 事業施行期間

平成15年4月2日から平成27年3月31日まで

3 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

福岡県告示第524号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年3月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	県 道	北 矢 部 冬 野 線 黒 木	前	八女市黒木町大淵8844番27先から 八女市黒木町大淵8844番1先まで	3.5 ～ 4.5	45.0
			後	八女市黒木町大淵8844番27先から 八女市黒木町大淵8844番1先まで	27.5 ～ 35.0	
飯 塚	県 道	穂 波 線 嘉 穂	前	飯塚市高田283番3先から 飯塚市大分435番先まで	4.0 ～ 15.7	2,321.0
			前	飯塚市高田1690番1先から 飯塚市大分435番先まで	6.5 ～ 52.5	

飯 塚	県 道	飯 塚 線 穂 波	後	飯塚市高田1688番1先から 飯塚市大分435番1先まで	6.5 ～ 52.5	2,680.0
			前	飯塚市建花寺639番3先から 飯塚市蓮台寺1053番1先まで	11.5 ～ 80.0	
			後	飯塚市建花寺639番3先から 飯塚市蓮台寺1053番1先まで	11.5 ～ 80.0	

福岡県告示525号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年3月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年3月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
八 女	浮 羽 線 石 川 内	八女市星野村14951番5先から 八女市星野村14945番2先まで
八 女	北 矢 部 冬 野 線 黒 木	八女市黒木町大淵8844番27先から 八女市黒木町大淵8844番1先まで
八 女	八 女 線 香 春	八女市星野村7797番1先から 八女市星野村7757番2先まで
北九州	若 宮 線 玄 海	宗像市田野2481番29先から 宗像市田野18番1先まで

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成24年3月26日

福岡県知事 小 川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

平成24年度一般業務用パソコン賃貸借

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの

エ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 障害者雇用状況

キ 子育て応援宣言登録

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

キ 役員名簿

ク 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報

告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ケ 営業概要表（様式第5号）

コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

ソ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し

チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書（有償）の入手先

ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション

イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）

ウ 電話 092-6412-7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班

イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

ウ 電話 092-643-3092（ダイヤルイン）

(4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成24年5月1日（火）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成25年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成25年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年3月26日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

一般業務用パソコン 2,317台

(2) 調達物品の特質等

入札仕様書による。

(3) 履行期限

平成24年9月1日から平成31年8月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成22年1月福岡県告示第17号）」に定める資格を得ている者

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、平成24年5月1日（火）午後3時までに(3)の部局へ提出すること。

- (1) 申請書の入手先
政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）
〒812-0045 福岡県福岡市博多区東公園7番7号
電話番号092-641-7838
- (2) 申請書の価格
一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）
- (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務センター調達班（県庁行政棟1階）
〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号
電話番号092-643-3092（ダイヤルイン）
- 4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ）
平成24年5月24日（木）現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされているもの

大分類	中分類	業種名	等級
05	01	電気器具	AA
05	02	電気通信機器	AA
13	08	リース・レンタル	AA

- (2) 納入しようとする物品等が入札説明書に示した要求仕様を満たすことを証明する仕様申立書等を、仕様申立書作成要領に従い作成し、平成24年5月15日（火）午後3時まで、福岡県総務部システム管理課情報基盤班に提出し、県から書面で確認の通知を受けている者
- なお、内容に不備又は不明な点があって、システム管理課情報基盤班から補正又は説明を求められた場合に、平成24年5月23日（水）までにその補正又は説明ができないときは、入札に参加できないものとする。
- また、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- (3) 当該物品又は同種同程度の物品を迅速かつ確実に提供できると認められる者
- (4) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）の期間中でない者
- 5 当該賃貸借契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県総務部システム管理課情報基盤班（県庁行政棟6階）
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号092-643-3194（ダイヤルイン）
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 契約書作成の要否
要
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札説明書の交付期間及び交付場所
- (1) 交付期間
平成24年3月26日（月）から平成24年5月15日（火）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで
- (2) 交付場所
5の部局とする。
- 10 入札説明会
入札説明会は行わないものとする。
- 11 入札書の提出場所、受領期限及び注意事項
- (1) 提出場所
5の部局とする。

(2) 受領期限

平成24年5月24日（木）午後5時00分

(3) 注意事項

ア 入札に参加する者は、入札書を直接又は郵送（書留郵便に限る。受領期限内必着）により、下記のとおり提出しなければならない。電話、電報、テレックス、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

イ 入札金額は、調達物品の賃貸借料のほか、輸送費、保険料、関税等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めた額とする。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする）をもって落札価格とする。入札参加者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する額を入札書に記載すること。

エ 入札書は、直接に提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「5月25日開封<平成24年度一般業務用パソコン賃貸借に係る契約>の入札書在中」と朱書きし、郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には、「5月25日開封<平成24年度一般業務用パソコン賃貸借に係る契約>の入札書在中」と朱書きしなければならない。

オ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

カ 入札者は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。

(4) 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することができる。

12 開札

(1) 日時

平成24年5月25日（金）午後1時30分

(2) 場所

5の部局とする。

(3) 開札に立ち会うことを認められる者

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

(4) 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8の規定により、別に定める日時において再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあって、その全ての同意が得られればその場で再度入札を行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

(2) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付又は提供方法及び受領期限

平成24年5月24日（木）午前10時00分から午後2時00分までにシステム管理課情報基盤班へ「保証金等納付書」（システム管理課情報基盤班で入手すること。）を添えて納付又は提供すること。（入札説明書の「入札保証等についてのお願ひ」を参照のこと）

(3) 入札保証金の納付の免除

次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(4) 入札保証金の還付

入札保証金又はこれに代わる担保は、入札終了後還付する。

ただし、落札者には、契約保証金に充当する場合のほか、契約締結後還付する。

(5) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

(6) 契約保証金の納付の減免

次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする契約保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結しその証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12の(4)により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 調達手続の停止

特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

17 Summary

(1) Articles and Quantity

Personal Computer 2,317

- The details are described by the manual of this tender.

(2) Period of Lease

From 1 September 2012 through 31 August 2019

(3) Delivery Location

Please find attached information for public tender.

(4) Time Limit of Tender

5:00 PM 24 May 2012

(5) Contact point for the Notice

Systems Management Division,

Fukuoka Prefectural Government Office,

7-7, Higashikoen, Hakata-ku,

Fukuoka City, 812-8577,

Japan.

TEL 092-643-3194

FAX 092-643-3121

公告

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の6第2項の規定に基づき、福岡県営天神中央公園の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のよう

に公示する。

平成24年3月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 名称
福岡県営天神中央公園
- 2 位置
福岡市中央区天神一丁目、西中州
- 3 利用料金の承認年月日
平成24年3月14日
- 4 利用料金
旧福岡県公会堂貴賓館

種別	単位	金額			
		個人		団体	
		一般	児童	一般	児童
入館料	1人・1回	240円	120円	190円	95円

備考

- 1 この表において「一般」とは15歳以上の者を、「児童」とは15歳未満の者をいう。
- 2 この表において「団体」とは、責任ある代表者に引率された30人以上の集団をいう。
- 3 次の者の入館料は、無料とする。
- (1) 6歳未満の者
- (2) 65歳以上の者
- (3) 障害者及びその介護者であって、次のいずれかに該当するもの
- ア 障害者
- (ア) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
- (イ) 療育手帳の交付を受けている者

(ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

イ 介護者

福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年福岡県規則第55号）第9条第5号に規定する身体障害者、療育手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級若しくは2級の精神障害者を介護する者

教育委員会

福岡県教育委員会告示第4号

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）第4条第1項の規定に基づき、福岡県指定有形文化財を次のように指定する。

平成24年3月26日

福岡県教育委員会

建造物の部

名称	員数	構造形式	所有者	所有者住所	所在地
高祖神社 本殿・拝殿	2棟	本殿 三間社流造、檜皮葺 拝殿 正面三間、側面三間、一重、 入母屋造、棧瓦葺一部本瓦葺 、正面石段付属 附 石造明神鳥居 1基 元禄六年 刻銘 鳥居正面石段 1基 両側袖石 張 棟札8枚 文久三年、明治十 四年、明治三十三年、大正七年、昭 和十二年、昭和四十一年、昭和四十七 年 板札3枚 昭和五十七年、昭	宗教法人 高祖神社	糸島市高祖 1240番地	糸島市高祖 1240番地

		和五十八～五十九年、昭和六十一～六十二年			
福岡県立福岡高等学校校舎	1棟	鉄筋コンクリート造、建築面積2230㎡、地上三階一部地下一階建、鋼板葺、正面車寄せ付、屋上塔屋付、車路・正面階段・地下通路を含む 附 正門 1棟 鉄筋コンクリート造柱門、左右脇門付、左右袖塀延長6.64m	福岡県	福岡市博多区東公園7番7号	福岡市博多区堅粕1丁目29番1号

彫刻の部

名称	員数	所有者	所有者の住所
銅造菩薩形坐像	1躯	宗教法人安昌院	宗像市大島1613番地

考古資料の部

名称	員数	所有者	所有者の住所
稲童古墳群8・15・21号墳出土品	一括	行橋市 国立大学法人九州大学	行橋市中央一丁目1-1 福岡市東区箱崎六丁目10-1

福岡県教育委員会告示第5号

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）第29条第1項の規定に基づき、福岡県指定有形民俗文化財を次のように指定する。

平成24年3月26日

福岡県教育委員会

名称	員数	所有者
筑前芦屋の漁労用具	625点	芦屋町（芦屋町歴史民俗資料館保管）

福岡県教育委員会告示第6号

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）第37条第1項の規定に基づき、

福岡県指定史跡を次のように指定する。

平成24年3月26日

福岡県教育委員会

名称	所在地	地番
曾根古墳群 御座1～4号墳 茶毘志山古墳 上ん山古墳 荒神森古墳 両岡様1・2号墳	北九州市小倉南区貫 弥生が丘一丁目 同 中貫本町 同 東貫二丁目 同 中曾根三丁目	2458番4のうち実測345.46㎡、2458番9 2458番5、2466番2、3249番、3250番 3399番3、3403番1、3416番 1376番2、1376番4、1376番6、1376番7 、1385番、2183番5 上の地域に介在する道路敷及び水路敷、北九州市小倉南区中曾根3丁目1383番2に東接し、同1374番2と1376番7に挟まれるまでの水路敷、同中貫本町3250番に内接する道路敷を含む。 備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を福岡県教育委員会及び北九州市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

福岡県教育委員会告示第7号

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）第37条第1項の規定に基づき、福岡県指定天然記念物を次のように指定する。

平成24年3月26日

福岡県教育委員会

名称	所在地	地番
御所ヶ谷のヒモツル 自生地	行橋市大字津積	963番の一部、974番2-3の一部、974番2-5の一部、974番2-6の一部、974番2-15の一部、975番、976番1、976番2の一部、977番の一部 備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を福岡県教育委員会及び行橋市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

岩屋・遠見ヶ鼻の芦屋層群	北九州市若松区大字有毛字辻	2846番1のうち実測1,910.39㎡、2853番のうち実測1,979.27㎡、地先のうち実測2,592.58㎡ 備考 地域に関する実測図を福岡県教育委員会及び北九州市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。
--------------	---------------	--

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第35号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、自由民主党筑紫野市支部の会計責任者から修正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき公表した平成22年分の政治団体の収支報告書の要旨（平成23年11月福岡県選挙管理委員会告示第122号）の一部を、次のとおり改める。

平成24年3月26日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

平成22年分収支報告書の要旨中、自由民主党筑紫野市支部の項を次のとおり改める。

35 自由民主党筑紫野市支部

報告年月日 23.03.14

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 1,652,577円

ア 前年繰越額 1,037,980円

イ 本年收入額 614,597円

(2) 支出総額 1,043,044円

(3) 翌年への繰越額 609,533円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 個人の負担する党費又は会費（金額・人数） 297,150円 212人

オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 312,000円

自由民主党福岡県支部連合会 312,000円

カ その他の収入 5,447円

一件十万円未満のもの	5,447円
合計	614,597円
(2) 支出の内訳	
ア 経常経費	366,300円
ア (ア) 人件費	240,000円
ア (ウ) 備品・消耗品費	6,300円
ア (エ) 事務所費	120,000円
イ 政治活動費	676,744円
ア (ア) 組織活動費	328,711円
ア (ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費	348,033円
a 機関紙誌の発行事業費	348,033円
合計	1,043,044円

海区漁業調整委員会

筑前海区漁業調整委員会指示第150号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、福岡湾（博多湾）内におけるアサリの乱獲を防止し、アサリ資源の保護を図るため、次のとおり指示する。

ただし、福岡県漁業調整規則（昭和43年福岡県規則第64号）第47条第1項の規定に基づき知事の許可を受けた者が採捕する場合はこの限りではない。

平成24年3月26日

筑前海区漁業調整委員会

会長 竹井紀一

1 指示の適用海域

(1) 室見川河口域

次のア点からイ点を見通した線（福岡市早良区百道浜4丁目地先及び福岡市西区豊浜1丁目地先の両岸に設置した各標識を結んだ線）及びウ点からエ点を見通した線（室見川と金屑川の合流点から下流約20メートルで両岸を結んだ線）並びに陸岸によって囲まれた海域

ア点 北緯33度35.476分 東経130度20.720分（世界測地系）

イ点 北緯33度35.463分 東経130度20.467分 (世界測地系)

ウ点 北緯33度35.147分 東経130度20.468分 (世界測地系)

エ点 北緯33度35.109分 東経130度20.614分 (世界測地系)

(2) シーサイド百道海浜公園 (百道浜地先)

次のオ、カ、キ、ク、ケの各点を順次結んだ線と陸岸によって囲まれた海域

オ点 北緯33度35.728分 東経130度21.382分 (世界測地系)

カ点 北緯33度35.825分 東経130度21.328分 (世界測地系)

キ点 北緯33度35.771分 東経130度21.063分 (世界測地系)

ク点 北緯33度35.767分 東経130度20.786分 (世界測地系)

ケ点 北緯33度35.665分 東経130度20.768分 (世界測地系)

(3) シーサイド百道海浜公園 (地行浜地先)

次のコ、サ、シ、スの各点を順次結んだ線と陸岸によって囲まれた海域

コ点 北緯33度35.863分 東経130度21.710分 (世界測地系)

サ点 北緯33度35.934分 東経130度21.626分 (世界測地系)

シ点 北緯33度35.849分 東経130度21.414分 (世界測地系)

ス点 北緯33度35.757分 東経130度21.461分 (世界測地系)

2 指示の内容

じょれんを使用してアサリを採捕してはならない。

3 指示の期間

平成24年8月1日から平成25年7月31日まで